# 「科学技術イノベーション総合戦略」と「科学技術基本計画」の位置づけ

## 科学技術イノベーション総合戦略

・・・・喫緊の課題である経済再生に向けた政策の重点化

【科学技術イノベーション総合戦略(平成25年6月7日 閣議決定)第1章】

「<u>まずは</u>現下の我が国の最大かつ<u>喫緊の課題である経済再生</u>に向けて、科学技術イノベーションの潜在力を集中 してフルに発揮」

【科学技術イノベーション総合戦略2014(平成26年6月24日 閣議決定)第1章】

「科学技術イノベーションの成果を具体的にどのような<u>経済社会の実現</u>につなげていくのかという、<u>出口志向の課題</u>解決型政策運営を目指す」

「第4期科学技術基本計画を指針とする科学技術イノベーション政策の大きな方向性の下、短期の工程表を具備

する科学技術イノベーション総合戦略を毎年策定する枠組みを構築した。

この総合戦略により、科学技術イノベーション政策全体を体系的に提示するとともに、<u>政策の重点化</u>を図り、効果的・効率的な政策推進を実現する。」

「総合戦略はいわば<u>科学技術イノベーション政策の'骨太方針'</u>と位置づけ」

科学技術基本計画

・・・ 10年程度を見通した中期(5年)計画

(科学技術基本法案に対する付帯決議より)

【科学技術基本法(平成7年法律第130号)】

「政府は、科学技術の振興に関する施策の<u>総合的かつ計画的な推進を</u> 図るため、科学技術の振興に関する基本的な計画を策定」(第9条)

「国は、<u>広範な分野における多様な研究開発の均衡のとれた推進</u>に必要な施策を講ずるとともに、国として<u>特に振興を図るべき重要な科学技術の</u>分野に関する研究開発の一層の推進を図る」(第10条)

タイムスパンによる比較

総合戦略

長期ビジョン+短期行動プログラム

2030



基本計画

|10年程度を見通した中期(5年)計画

# 最近の政府文書等における「イノベーション」に関する記述

- 〇政府の閣議決定文書等では、第3期科学技術基本計画以降、「イノベーション」という文言が登場。
- 〇第4期科学技術基本計画では、重要課題を設定し、その対応戦略を策定し研究開発を推進するため、「科学技術イノ ベーション政策」を一体的に展開することとされた。
- 〇多くの文書で、<u>イノベーションは経済的価値だけなく社会的価値や知的・文化的価値の創造・革新を含むものと定義</u> されてきたが、最近では、その中でイノベーションによる経済的価値の創造の側面が特に強調される傾向にある。

## 科学技術基本計画等におけるイノベーション

## 第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日 閣議決定)

第1期・第2期基本計画期間の投資により向上した我が国の潜在的な科学技術力を、経済・社会の広範な分野での我が国発のイノベーション(科学的発見や技術的発明を洞察力と融合し発展させ、新たな社会的価値や経済的価値を生み出す <u>革新</u>)の実現を通じて、本格的な産業競争力の優位性や、安全、健康等広範な社会的な課題解決などへの貢献に結びつけ、 日本経済と国民生活の持続的な繁栄を確実なものにしていけるか否かはこれからの取組にかかっている。

#### イノベーション25(平成19年6月1日 閣議決定)

<u>イノベーション</u>とは、<u>技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を</u> 生み出し、社会的に大きな変化を起こすことである。

#### 第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日 閣議決定)

「科学技術イノベーション」とは、「科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて経済的、社会的・公共的価値の創造に結びつける革新」と定義する。

# 研究開発力強化法、内閣府設置法におけるイノベーション

# 研究開発力強化法(平成20年法律第63号 最終改正:平成26年5月30日)第2条第5項

この法律において「イノベーションの創出」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は 販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入等を通じて新たな価値を生み出し、経済 社会の大きな変化を創出することをいう。

## 内閣府設置法(平成11年法律第89号 最終改正:平成26年5月1日)

研究開発の成果の実用化による<u>イノベーションの創出</u>(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二条第五項に規定するものをいう。第三項第七号の三及び第二十六条第一項第四号において同じ。)の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項

## 最近の閣議決定における位置づけ

## 科学技術イノベーション総合戦略(平成25年6月7日 閣議決定)

「<u>科学技術イノベーション</u>自体は、<u>人類の進歩への貢献、最先端の'知'の領域の開拓、経済成長への寄与、国民生活の利便性・生活水準の向上など、様々な目的・役割を担うもの</u>ではあるが、<u>まずは現下の我が国の最大かつ喫緊の課題である</u> <u>経済再生に向けて、科学技術イノベーションの潜在力を集中してフルに発揮</u>することにより、この時局を打開し、今年を「経済再生元年」にする必要がある。」

#### 日本再興戦略(平成25年6月14日 閣議決定)

「今後、早急に政府の体制を立て直し、戦略分野を中心に研究開発を推進するとともに、その成果を実用化し、さらには市場獲得につなげるため、知的財産戦略や標準化戦略を推進する。これらにより、<u>イノベーション(技術力)ランキング(世界経済フォーラムのランキングでは、日本は現状第5位)を今後5年以内に世界第1位にするとの目標を掲げつつ、「技術でもビジネスでも勝ち続ける国」を目指す。</u>

<u>このため</u>、「総合科学技術会議」の司令塔機能を強化し、省庁縦割りを廃し、<u>戦略分野に政策資源を集中投入</u>する。政府 の研究開発成果を最大化するため、大学や研究開発法人において<u>科学技術イノベーションに適した環境を創出するとともに、</u> 出口志向の研究開発と制度改革を合わせて大胆に推進し、実用化・事業化できる体制を整備する。」

# 最近の閣議決定における位置づけ

## 科学技術イノベーション総合戦略2014(平成26年6月24日 閣議決定)

「科学技術イノベーション政策のあり方も、もう一度原点に立ち戻って、社会から付託されている使命を見つめ直し、<u>科学技術イノベーションの成果を具体的にどのような経済社会の実現につなげていくのかという、出口志向の課題解決型政策運営を目指す</u>こととした。」

「科学技術イノベーションの3つの役割

今日の我が国の経済社会にとって、科学技術イノベーションには以下の3つの役割を果たすことが期待されている。

- ①経済再生を確実にする原動力(中略)
- ②将来の持続的発展のブレークスルー(中略)
- ③グローバル経済社会でのプレゼンス向上の切り札(後略)」

## 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日 閣議決定)

「今後は、絶えず革新的な技術シーズが生み出され、そのシーズを円滑に事業化するための仕組みづくりが必要となる。 少子高齢化が進む我が国が、今後30年、50年経っても世界経済をリードする存在であり続けるためには、<u>我が国から常にイノベーションが生まれ続ける環境作りが必要不可欠</u>である。「世界で最もイノベーションに適した国」を創り上げるため、「科学技術イノベーション総合戦略2014」(平成26年6月24日閣議決定)、特に本年4月に取りまとめた「我が国のイノベーション・ナショナルシステムの改革戦略」の内容を強力に推進し、以下の施策を重点的に強化していく。」